

大工技能者の育成と地域工務店等による木材利用に関する建築物木材利用促進協定

脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律第 15 条第 1 項に基づき、全国建設労働組合総連合（以下「甲」という。）と農林水産省（以下「乙」という。）及び国土交通省（以下「丙」という。）は、大工技能者の育成と地域工務店等による木材利用に関する建築物木材利用促進協定を締結する。

1. 目的

この協定は、甲の「建築物における木材の利用の促進に関する構想」について、甲と乙及び丙が連携・協力することにより、甲による取組を促進し、構想の達成に寄与することを目的とする。

2. 建築物木材利用促進構想（甲による木材の利用の促進に関する構想）

（1）構想の内容

甲は、木造住宅の施工に係る大工技能者等の育成や地域工務店等の手掛ける建設現場において木材の利用を拡大し、わが国の住宅・建築物における木材の利用を促進することで 2050 年カーボンニュートラルの実現等に貢献する。

（2）構想の達成に向けた取組の内容

- ・大工技能者等の担い手確保・育成と地域工務店等による木材利用の促進に向け、甲は乙及び丙と定期的な情報共有・意見交換の場を設定する。
- ・大工技能者等の入職促進・担い手確保に向け、甲は地域で開催する住宅デーにおける木工教室等で親子での大工の技能・技術の体験・ふれあいを通じ、木材利用の意義や木の良さを普及するとともに、大工技能者への関心を高める活動に取り組む。あわせて、学校教育現場における大工技能者等のキャリア教育を推進する。学校教育現場におけるキャリア教育については、令和 6 年度までに学校数で延べ 1,200 校、受講生徒数で延べ 6 万人の実施を目指す。
- ・大工技能者等の担い手確保に向け、甲は、甲の加盟組合等が運営する認定職業訓練校の木造建築科において、令和 6 年までに 1,200 の入校者の確保を目指す。
- ・入職後の大工技能者のキャリア教育として、登録建築大工基幹技能者講習の実施、全国青年技能競技大会の開催、建設キャリアアップシステムの木造住宅建設現場での普及に向けた技能者登録の促進に取り組む。全国青年技能競技大会については、令和 6 年度までに延べ 240 人が参加することを目指し、また、甲が実施する登録建築大工基幹技能者講習については、令和 6 年度までに 1,200 人が受講することを目指す。大工技能者のキャリア教育に当たっては、国産材の取扱いに習熟した大工技能者の育成にも資するよう、積極的な国産材利用に努める。
- ・甲は、甲が定める高耐久・高品質な設計施工基準の木造戸建住宅「ゆうゆう住宅」の普及を図り、全国で年間 500 戸の供給を目指すとともに、組合員における「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」を活用した炭素貯蔵量の表示を普及促進する。
- ・甲は、丙による木造住宅振興施策の周知に協力する。
- ・甲は、乙による木材利用促進に関する施策の周知に協力するとともに、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）第 2 条第 2 項に規定する合法伐採木材等の利用を促進する。
- ・甲は、組合員の地域工務店に対し木材利用を促すとともに、甲の加盟組合に対し、地方公共団体との建築物木材利用促進協定の締結を働きかける。

3. 甲の構想を達成するための乙及び丙による支援

乙及び丙は、甲の構想の達成に向けて、甲に対し、定期的な情報共有・意見交換への協力や、甲の取組の周知・広報に関する協力等を行うとともに、地方公共団体に対し、甲の加盟組合と地方公共団体の建築物木材利用促進協定の締結等、甲の加盟組合による建築物における木材利用促進の取組との連携を促す。

4. 構想の対象区域
全国

5. 本協定の有効期間

本協定の有効期間は、締結の日から、令和 7 年 3 月 31 日までとする。

6. その他

（1）実施状況の報告

甲は、乙又は丙が求めた場合、構想の達成に向けた取組の実施状況の報告に協力するものとする。

（2）協定の変更及び協議

甲と乙及び丙は、この協定の内容を変更する必要がある場合、又はこの協定に定められていない事項について連携・協力する必要がある場合、速やかに協議し、これを解決するものとする。

（3）協定の解除

甲と乙及び丙は、相手方がこの協定で定めた取組を実施しない場合、又はこの協定で定めた内容を履行しない場合、この協定を解除することができるものとする。

この協定を証するため、本協定書を 3 通作成し、甲と乙及び丙が記名押印の上、各自その一通を保管する。

令和 4 年 3 月 9 日

甲 全国建設労働組合総連合 中央執行委員長 中西 孝司



乙 農林水産大臣 金子 原二郎



丙 国土交通大臣 斉藤 鉄夫

